

平成24年舟形町議会
第1回臨時会々議録

舟形町議会

平成24年舟形町議会第1回臨時会々議録

招集年月日 平成24年2月13日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 2月13日 午前10時01分 議長宣言
応招議員

1番 佐藤 勇	6番 大場 清之
2番 奥山 謙三	7番 野尻 益夫
3番 斎藤 好彦	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 広幸	9番 八 歙 太
5番 加藤 憲彦	10番 信夫 正雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 信夫正雄議員

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	まちづくり課長 中山 進
副 町 長 豊岡 信尋	地域整備課長 矢野 正
会計管理者 高橋 明彦	総務課財政管財班長 叶内 範夫
総務課長 高橋 剛	教 育 長 伊藤 孟
健康福祉課長 伊藤 廣好	教育委員会次長 伊藤 幸一
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 渡辺 晴美	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松田 清司 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第1号 平成23年度舟形町一般会計補正予算（第6号）
2	議案第2号 平成22年度繰越地方道更新防災等対策事業町道一の関若あゆ大平線法面防災対策工事（第1工区）請負契約の一部変更

議員提出の議案の題目

No.	件 名
1	発議第1号 飲酒運転撲滅に関する決議

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

2番 奥山 謙三 7番 野尻 益夫

平成24年 2月13日（月）
平成24年第1回臨時会第1日目
午前10時01分開議 欠席者1名

副議長： おはようございます。本日、都合によりまして信夫議長が欠席をしております。副議長が本日、会議の議長を務めますので宜しくお願い致します。

只今の出席議員数は9名です。定足数に達しております。只今から平成24年第1回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

日程第1

副議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により議長が指名します。2番奥山謙三君、7番野尻益夫君の両名を指名します。

日程第2

副議長： 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

8番： 会期の日程は本日1日限りでお願いしたいと思います。

副議長： 只今8番議員より会期は本日1日限りとの発言がございました。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

異議無しと認めます。よって会期は本日2月13日1日限りとすることに決定致しました。

日程第3

副議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

副議長： 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

副議長： 日程第5 町長挨拶をお聞きします。

町長： 皆さん、おはようございます。舟形町議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は、第1回舟形町議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかけましては、公私共にご多忙のところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げたいと思います。入院中の信夫議長さんにおかれましては、一日も早く回復されることを心からお祈り申し上げたいと思います。

さて、私こと、この度の町長選挙におかけまして、無投票での再選となりました。再選されたこの責任の使命、重さというものを肝に銘じながらこれまで以上に町民の目線、或いは立場に立って常に初心を忘れないで身を引き締めて公平、公正、平等の基本理念を遵守して、町民6,000人の幸せ実現の責任者として、今後4年間町政執行に取り組んで参りたいと思いますので、議員の皆さんからのご協力、ご助言、そしてご指導を心からお祈り申し上げます。

今年の冬は例年になく大雪が続いております。大雪による被害状況も昨年度を上回る勢いであります。町では12月から積雪状況を確認しながら、豪雪対策本部設置の基準であります町内における積雪が150cmを超えた1月10日の時点で、舟形町豪雪対策本部を設置致しました。豪雪による被害を未然に防止する為、屋根の雪掘り作業による事故防止対策やビニールハウスなどの農業施設の倒壊防止対策、児童、生徒の安全な通学路の確保などについて、チラシを全戸配布し、安全な作業についての周知を図ると共に、必要に応じて防災無線を活用し、雪による被害の防止に努めて参りました。1月中は人的な被害は発生しませんでした。2月に入り、残念ながら屋根の雪下ろし中に屋根から転落し、骨折するという事故が2件発生しております。今後も断続的な降雪が続くと予測されますので、山形県や関係機関と連結し、豪雪に関する情報の収集に努め、適切な雪害防止対策に取り組んで参りたいと思います。

さて本日、本会議にご提案申しあげます案件は平成23年度舟形町一般会計補正予算1件、平成22年度繰越地方道更新防災等対策事業町道一の関若あゆ大平線法面防災対策工事（第1工区）請負契約の一部変更1件、以上2件についてご提案申しあげますので慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜ります様に宜しくお願い申し上げます。以上であります。

日程第6

副議長： 日程第6 議案第1号 平成23年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について議題と致します。事務局の説明を求めます。

総務課班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては頁、款、項目を明言され出来るだけ簡潔にお願い致します。ありませんか。

4番： 13頁財産管理費54万8,000円、この除雪は何の財産の除雪に使ったのかということ1点と17頁、道路橋梁費の中の除雪対策事業消耗品費170万円、修繕量63万円とありますけれども、これの内容についてまずお伺いします。

総務課長： 今4番議員さんからご質問があった13頁の財産管理費の委託料、財産管理の除雪委託料で今回54万8,000円を計上させて頂きましたけれども、この金額につきましては役場庁舎関係の雪下ろし作業、それから役場の敷地内、それから役場の方で駐車場が何箇所かございますけれども、それらの除雪費、または運搬費などと致しまして、合わせて54万8,000円を計上させて頂きました。

地域整備課長： 需用費の消耗品費、それから修繕料でありますけれども、最初に消耗品費ですけれども、消耗品費につきましては除雪ロータリー車のチェーン、それからタイヤドーザーのチェーン、並びにカッティングエッジ、それからカッティングベルトシャープペン、チャート費、それから融雪剤などの消耗品費となっております。それから修繕費でありますけれども、修繕費につきましては除雪センターの電動シャッターがございますけれども、電動シャッターが閉じなくなったということで、その修繕になっております。以上です。

4番： 消耗品費、修繕費については了解致しました。それから財産管理費の除雪委託料に関連して、質問をさせて頂いてますけれども、この財産管理費ということで、これは役場の財産ということだと思っておりますが、要するに庁舎を預かっているからには、町民の財産等のことが少しは出てくるのかなと質問をさせて頂いたのですが、この個人の財産、要するに今懸念されているのが空き地、空き家の件だと思います。これも国でもようやく空き地、空き家対策に乗り出してきているというようなことがあろうかと思うのですが、今までの町の見解ですと豪雪地の空き地に対してはさほど問題がないかと思うのですが、この空き家に対しての管理を今まで通り、個人がどうこうするという対応ではない時代では無くなって来ているのではないかと思われる訳です。これを町がどういう係わり合いを持って、この空き家対策をして行こうとしているのか、これを再質問させて頂きたいと思えます。

総務課長： 今議員さんの方からご指摘がございましたように、空き家対策は舟形町だけではなくて、全国的に大きな課題になっていると思えます。町の方にも1月10日に豪雪対策本部を設置しまして、それ以降につきましても、総務課が一応対策本部の窓口になっております。隣の家が空き家でその雪が自分の家に落ちそうになって来ているので何とか対応出来ないかとか、そういったご相談も受けております。ただ、議員さんがおっしゃりましたように、それはあくまでも個人の財産でありますので、その空き家の所有者、または管理者がいらっしゃる訳ですけれども、なかなか連絡が付かないというのが実態であります。町でも色々な情報を集める為に、緊急な町内会長会議を行った時にその空き家に対する集落の情報を町内会長さんがお持ちですので、町にも提供して下さいとそういったお話もしております。今80数件の空き家がある訳ですけれども、全ての掌握している訳ではありませんけれども、出来る範囲で所有者が分かるものについては、町の方でその方をお願いして早めに除雪をして貰うなりの対応をしております。ただあくまでも私的財産でありますので、町の対応にも制限がありますけれども、ただ公道、町道に雪とか崩壊した建物がそこに被害を及ぼすとか、例えば子供さん方の通学路に危険を及ぼすとかというった場合が想定されますので、国でもそういう所有権云々よりも、安全対策に力を入れて頂きたいということで、最終的には経費をどちらが持つかということになりますけれども、国の指導としまして町長の判断で、ある程度対応出来るものは対応して行くような指導がございます。町でも空き家対策につきましては、議会でも何回も議論されておりますので、空き家対策の管理の適正化につきまして、条例を制定して、きちんと対応して行かなければいけないということで、町長、また関基幹とも相談をしておりますので、そういうふうにしちゃんと町でも空き家対策についての対策を明確にして、そして町民の皆さんの協力、理解の下に空き家対策を全町的に進めて参りたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

4番： しっかりとこの空き家対策を行って頂きたいと思えます。と言うのも、やはり昨日、何か本町内でも小屋の倒壊があったようでして、今後雪が締まって来て比較的雪が少ないと思っても、その重みが増してくるような状況が考えられるかと思えます。引き続きこの個人の財産に関しての管理を徹底してやって頂いて、そして倒壊などの昨日の件は、人的被害や物的被害が殆どなかったようですので、一安心した

ところですが、今後そのようなことが起こり兼ねない事態も十分に考えられますので告知、注意など今後共もしっかりやって頂きたいと思います。

総務課長： 今指摘されましたように、休日に1件作業小屋と言いますか、ちょっと簡易的な建物だったんですけれども倒壊致しました。周りに被害というか特に影響がないということと、道路には雪が飛散するとか建物が飛散するとかそういうことはございませんでしたので、そこはあくまでも個人の方で対応するように私の方でも話をしております。後、色んな消防団に対する要請が非常に多くなっている訳でありますけれども、そこも消防団の団長の方からも地域からの要請があれば、そこで協議しながらなるべくそういった調節も含めて、緊急の時は対応するというので、何件か消防団が出動して、一人暮らしとか空き家の除雪とか、また水路が溢れて消防団に要請したとかということがございましたけれども、今議員さんが申されたように、倒壊は小屋が1件だけでありまして、それ以外の大きな被害は建物の方には出ておりません。

1番： 14頁衛生費、6目の斎場管理運営費の中で、先般ある町民から斎場を利用に行った時に、車椅子の方が身内におられて、中に入ろうとした時に建物の入り口の除雪がなくなって、障害があつて入れなかったか、若しくはスロープなどの設置がなくて車椅子の方が入れなかったのか、私は雪があつたので直接確認はしていないのですが、その対応策は現在どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それと、農林水産費の中の農村環境改善センター管理費の38万1,000円の追加に関して、先般ハンドガイドの除雪機が購入されたと思うのですが、それを持ってもこのような費用が必要であるのか、その内容をお伺いしたいと思います。

まちづくり課長： まず第1点目の斎場関係でありますけれども、先般私の方で職員と共に屋根に登って雪底だけは除雪してきました。その時に、その下ろした雪を片付けてきましたけれども、斎場には段差はないと思いますので、スロープなどについては現在対応を考えておりません。どういう理由で車椅子が入れなかったのか承知しておりませんので、そこについては後日調べたいと思いますが、私の感覚では車椅子が入れないということはないと思います。除雪については入口の所には屋根が付いておりますので、そこに車を置けば車椅子の方はその所には雪は残ってないと思いますので、何で入れなかったのか担当の方に調査をしてお答えしたいと思います。

それから農村環境改善センターの先般ハンドガイド除雪機械を購入させて頂きましたけれども、それらについては小さいタイプの物で、入り口の玄関とかを中心にやる為の機械でありまして、環境改善センターの大きい屋根の方から落ちてきたものについて、そのハンドガイドで除雪出来るようなボリュームではございませんので、その環境改善センター周辺については、やはりバックホーとかタイヤショベルそういったもので片付けないと対応出来ないということですので、今回の補正をお願いしているところでございます。

1番： 斎場に関して今段差がないはずという回答ですけれども、駐車場、要するに一般的に車が止まる舗装面と、中の建物の段差はまるっきりフラットなのですか。要するに、舗装面から建物と同じ高さの所に車が止められるスペースがあつて、そこに車椅子で降りることが出来ることによって段差が無いというような認識なのですか。そこのところちょっと。

まちづくり課長： 玄関の方には屋根が掛かっていますので、そこには車が止められます。そこから降りて施設の中に入る場合には段差はございません。ただ、施設の中の和室の部屋とかそういった所に行く場合について当然段差はある訳ですけれども、火葬をする場所とかロビーとかトイレも車椅子対応の椅子にしておりますので、段差はありません。

1番： 私もまだ現場を確認していない中での質問で申し訳なかったのですが、後で私も車で行って確認しておきたいと思いますが、これからは更なる高齢化社会の中で、ちょっと障害がある方が見送りに行きたいという方が数多くなると思います。建物の内外に関して出来ればバリアフリーという形の改善策を持って最後の親族の見送りが出来ますように、改善策を持って対応して頂ければと思います。

また農業改善センターのハンドガイドの除雪機、先般の議会の時に質問をさせて頂きましたけれども、課長の答弁の中で、建物の周りをやる為という言葉も入っていた訳ですけれども、今現在の言葉では建物の周りをやれるような機械ではないと。いわゆる機械が小さいからという回答でした。前回の予算の125万円の中での機械を計画していたものと、今現在入った機械は計画的に同じ形のものが入ったような形で、その機械で周りが出来ないという回答なのですか。

まちづくり課長： まず第1点目の斎場の関係についてでありますけれども、スロープは付けなくてもバリアフリーになっていると思いますので、私も再度確認をして参りたいと思います。

それから、環境改善センターのハンドガイドですが、大変申し訳無いのですが、当初予算要求をする時にはそれを予約しております、予約と言いますか買える状態に何社から確認をして、見積もりを徴収しております。ところがこの豪雪でその買える機械が当初予定していたものが、全て売却をされてしまったということで、1ランク下の機種になりましたけれども、前回答弁をさせて頂いた時には、その周辺は全部それで出来るという訳ではなくて、やはり大型の機械、バックホーなどを持ってこないと出来ないのですが、当初の降り始め、それから余り雪が降っていない場合、そういったところ玄関周り、それからこちらについてはスロープがありますけれども、そちらの所の管理、職員が出来る範囲で綺麗にしておく部分について、それから周りについても職員が出来る範囲、雪の降り始めで、雪がそんなに降っていない場合の対応はそれで出来るというようなことで購入したところであります。しかし今回みたいに毎日40cm位降る雪が落ちて来た場合については、それらでは対応が出来ません。当初予定していた百数十万円の機械であっても、その体育館の大屋の雪について対応が出来ない状況でありました。先般の答弁については、それで全て掃けるような答弁に聞こえてしまったことについては、大変申し訳なく思っておりますけれども、それについては、職員が出来る範囲とする為の、住民の利便性、安全性を確保するにすることであると思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

総務課長： 佐藤議員の質疑は既に3回に達しております。会議規則第54条の規定により特に質疑を許可致します。

1番： ありがとうございます。最後のその除雪機に関してですが、昨年度も我が町では豪雪対策本部というものが立ち上がって対策にあたっておりました。ましてや今年もこのような大雪になった訳ですが、予算計上の中で見積もり合わせをしたものの、機械がなかったと。ということは当初にもっと計画して抑えておけばということもありますでしょうけれども、予算が付いた範囲の中で小さいものを買うことは、ちょっと私的には理解が出来兼ねると思います。ということは、要するに町にはもう1台ハンドブルがある訳です。そういうものをやり取りしながら、今シーズンは何とかそれでカバーして行って、小さいものでなくて一回り大きいものを買って、より作業効率性を上げて対策に当たるのが本筋ではないでしょうか。建物の屋根の雪が落ちた順に周りを程よく除雪のバランスを取って職員が対応にあたっていれば、寄せられないということは無いと思います。色んな面におかれましても、まず目的をちゃんと計画に合わせた中で利用なり、発注をして行かないとこのような状況ではまずいかと思いますので、これからしっかりそういう面を、惰性的ではなく計画に則ってやって頂きたいと思います。宜しくお願いします。

総務課長： 今後このようなことがないように注意したいと思います。

5番： 今にちょっと関連しますけれども、あの農業改善センターは消雪になっている訳です。その消雪の事情をちょっと聞かせて下さい。

まちづくり課長： 現在消雪施設の設備はなっていると思いますけれども、現在その消雪は、ちょっとはっきり確認はしていないのですが、使われていない状況になっております。

5番： 先程1番議員が言ったように、私も周辺をするのだと解釈したのです。あの建物は学校のような大きな建物ですから、家庭で持っているような除雪機械で除雪が出来る訳がないんです。だから不思議に思ったんです。ただ、玄関前とかそれを払うのなら、丁度手頃な機械なんですよ。私が今言ったのは、南部保育所の跡地、色んなこれからのことがありますけれども、役場職員がボランティアである南部保育所までやっている姿を見えています。ただ、山のような雪なんですよ。だから消雪の設備があって、井戸が枯れたのか、何か不都合があって出来ないのか、今言ったような除雪機械を購入する、色んなことを考えていくと、あるものを無くすというのが特別な金が掛かるならそれは違います。それ辺ちょっと詳しく聞かせて下さい。

まちづくり課長： ちょっと私の方でそれについて把握しておりませんでしたので、すぐ調べましてお答えしたいと思います。

6番： 私からは、回数もありません。雪の運搬についてご質問させていただきます。道路の除雪はこの度の大雪であろうとある程度万全な体制の中で除雪はしていると思います。ただ機械力だけに頼り過ぎまして、県道の入口、或いは町道の入口、丁度角目の所がどこに行っても見通しが悪くなっております。そういう対策というのは、重機で出来なければ人海戦術ということも含めまして、道路の出入り口は特に今後共考

え直して頂きたいと、第1点はその辺の答弁をお願いしたいのですが。

あともう1点は経壇原の神社の脇がぐるりと迂回する道路になっております。下流側の方が今朝私も来る途中に見て来ましたが、もう素晴らしく大きな雪庇があります。その雪庇を取らないと車、人は勿論ですが、もう一辺で終わりです。町内会から要望が来ているとその本人は言うておりましたが、まだしていないと。私も今朝見てきて、これは恐ろしいものだ。雪解けが進んで、その雪庇が落ちて来た場合に、車もまるっきりペチャンコになるような感じを私も受けてきました。その対策をどう考えているのか、その辺をどのように対応するのかと私も心配です。お答えをお願いします。

地域整備課長： 議員がおっしゃっている町道の入り口、それから県道の入り口などでありますけれども、町道の交差点につきましては排雪計画を立てながら排雪をするつもりであります。今週に町全体の排雪をする計画をしておりますので、先程の経壇原の雪庇の大きいやつも今週する計画でございました。徐々に配置図をしていって、そういった危険な場所を除去して行きたいという計画でおります。以上です。

経壇原の神社の雪庇ですけれども、その雪庇につきましても今週撤去する計画でおります。前もって町内会からも連絡を貰いまして、段取ってございましたけれどもダンプなどの手配がなかなか付かないというような形で今週になっております。

6番： 課長の答弁は確かに分かります。ただ緊急を要すると私は認めるんです。あの場所は。だから町内会の皆さんが心配して「町の方にも言っていますが、一度見て行って下さい。」と。私も今朝見て来ました。ただひょっとして今日辺りも暖かくなって来て、緩むと今日にも落ちる可能性があるのではないかと、私なりに心配しているんです。あなたの答弁は、今週中にやると、それはやる場所と色々な姿があると思うのです。緊急を要する場合、今週中にやるという答弁は災害が起きてからでは終りなのですから。その災害がなる前に対応をするべきだと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

地域整備課長： すぐ現場を見まして、緊急に対応するようにしてみたいと思います。

6番： あと先程も質問をしましたが、道路の入口。特に私がいつもこの舟形の方に来る時に、同じ県道なのですが、暴雪柵を今回も県の方をお願いして見通しが悪いものですから、3本か4本倒したままにしております。本来ならば私の要望書は5本位外してもらいたいということを言って、何年越しになっていきましたが、昨年度から県の方でそのままにして倒しっぱなしにしております。ただ折角倒したとしても、見通しが雪がノソッと乗っているものだから同じになってくるんです。折角、暴雪柵を倒したものの上に乗っている雪を人海戦術、或いはコンボなりで取ればまた見通しが良くなると思うのです。私が言うのは、そういうふうな対応が出来るものはやはり対応していかないと、特に雪の量が多いものですから、事故の問題がまた心配になってくると。その辺の対応をどう考えているのかをお願いします。

地域整備課長： 只今の件でございますけれども、県道の暴雪柵でございますので、県の除雪担当の方にそういう点を話しながら早急に対応して頂くように電話などで連絡しておきます。

3番： 只今の大場議員のご質問に関連しますが、先程、町長の挨拶の冒頭にもありましたが、豪雪対策本部を設置したということですが、この豪雪対策本部を設置した意味と言いますか、町民に直接メリットが無いような対策本部ではないかと感じております。先程の答弁の中で、作業の安全性の周知とかありましたが、それも確かに必要ではございますが、今回のような大雪になった場合に、町民が一番困っているのが雪のやり場が無いということでございます。今日のように日が緩みますと屋根から雪が一気に落ちてきて、どこにやっって良いか困ると。それが一番、町民が困っている状況であります。先程答弁がございましたが、このような対策本部を設置した場合に町民が一番期待しているのは、除雪朝一に1回ではなくて、昼、夜、また排雪を小まめにして頂くと、そういう対策に期待しているかと思えます。その辺り、今後の対応についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

総務課長： 対策本部を1月10日に設置致しましたけれども、これまでの慣習と言いますか、対策本部の設置基準と致しまして、文章などでは何センチとはございませぬけれども、150cmを一つの基準にしておりましたので、そこに今回も適用しまして1月10日に設置致しました。議員さんがおっしゃられましたように対策本部を設置の効果ですけれども、これはあくまでも事前に町民に雪に対する安心、安全に対する注意力を更に高めて頂きたいということと、事前に事故とか農業用の施設などの倒壊を未然に防止して行きたいという意味で、何か事が起きてからではなくて、起きる前に町の方でも各課と連携をとりながら、また各県とも連携をしまして、情報などを町民の皆さんに連絡をして、一人でも犠牲者を出不さないということ、そういった意味で対策本部を立ち上げておりますので、その件についてはご理解の方をお

願いたいと思います。残念ながら2名の方が屋根から落ちたということがありますがけれども、山形県内、また新庄・最上管内でもこれまで最高のそうした死傷者が出ておりますけれども、その位事前に注意を致しましても、事故などが発生しておりますので、更に町民の皆さん方に徹底を図って参りたいと考えておりますので、宜しく願いたいと思います。

地域整備課長： 排雪につきましてですけれども、除雪につきましては朝で、それから雪が降っている場合は午後からも出るというような形で、今年の場合は2回出動が結構ございます。排雪につきましては、そういう出動が無い時に、例えば朝出まして、昼から無い時に排雪をするとか、そういう合間を見ながら排雪を行っている訳ですけれども、今年はそれが追いつかない位、雪が降っているということで、排雪が滞っているというような形です。通常は、これ程排雪する年は余り無いのですが、今年は異常ということでかなりの排雪を行っております。定期的にやっている訳ではございませんので、雪が溜まった所を随所にある所を排雪するというので、富田、木友周辺がやはり一番家が混んでいて大変だということで、その辺をまず最初に行っているような形でございます。なかなか追いついて行かないというようなことで、その辺もご理解願いたいと思います。以上です。

3番： このような大雪で、排雪の作業に対応する機械関係、トラックなり重機なり対応が追いつかないのは分かりますけれども、先日町長も町内を一巡されてご覧の通りでございます。その辺り町長はどのようにこの大雪に対して、富田の公民館の前に山積みになった雪などを見て頂きまして、どのように感じているのか一言願いたいと思います。

町長： 富田公民館のみならず、それぞれ排雪する箇所なり場所というものは、この度の豪雪によりまして数多く散見しているだろうと思います。今矢野課長も申し上げた通り、数多い排雪が一番の対策ではないかと思います。暴雪対策本部をしますと一人暮らし、或いは所得制限のある方については、通常は2回でありますけれども、4回というふうなものも講じております。ただ問題はこのようにして毎日ずっと降り続きますと、運転手の方々も大分疲労感もあるだろうし、或いは今回は東日本大震災でダンプカーの調達がなかなか難しいというようなこともお聞きしておりますけれども、それはそれと致しましても、排雪の回数を数多くやりながら、その時に住民の皆さんが挙って家の周りの雪を出すとか、村山方式というふうなものも一考ではないかと思います。その辺も十分念頭に置きながら対応して参りたいと思います。

3番： 町長もそのようなお考えでいるようでございますので、出来る限りの対応をお願いしたいと思います。

今、町長からお話がありました中で、排雪時に町民の方が挙って雪を出すという話がございました。町民側からすれば何時排雪に来てくれるのか分からない状態でございますので、その排雪の作業のスケジュールと言いますか、その辺りを町民に周知出来るような仕組みをして頂ければ有り難いと思います。以上でございます。

地域整備課長： 排雪をする当日の連絡ですけれども、町内会長さんなどを通して排雪する日を連絡して行きたいと考えております。

2番： 最初収入の方ですけれども、当初除雪費関係については4,200万円程の計上にしていました訳であります。それに今回3,900万円の補正ということで、まず一つはこの予算の組み方が妥当だったのかということが第1点。更には今後、降雪がどの程度になるか分かりませんが、少なくとも排雪による経費などはかなり増えてくるのではないかとということが考えられます。そういった中で、県内の各市町村の除雪費関係の計上の仕方を見ますと、補正でも2回まで来ていると、やっているというような行政などもあるようです。そういった中で、当町では3,900万円で、あとは補正が有るのか、無いのか。また、もし有るとすれば今回は地方交付税で対応して頂きましたけれども、この次補正を組んだ場合には、このような交付税があるのかということでもあります。

その次は、先程3番議員が申した通り、やはり地域住民にとっては雪のやり場が無いという中で、排雪というようなことについて、やはりいち早く「今日はどこそこをする。」というようなことを周知して行うというようなことで、早めに周知をするということが安心感に繋がるのではないかと考えます。そういった中で、是非とも排雪日を早めに知らせるというようなことが非常に大事なのではないかと考えます。それから今回豪雪対策本部名で配布になりました内容などを見ますと、折角の町長のスローガンの中に、「新たな結の創造」という文言が入っております。そして、これだけどうしても雪が多くなりますと、自分だけが苦労している、自分が一番難儀しているというふうなことで、どうしても気持ちが荒んで来ると

どうか協力する意識が薄れて来ているように感じます。そういった中で、今年の豪雪については、豪雪を超えて災害というような状況であろうと考えています。今回の豪雪対策本部で配った中に、やはり皆で豪雪に対応して行くのだということを、もっともっと強調すべきではなかったかということを感じました。そういったことについての回答を求めたいと思います。

総務課長： 今回3,900万円の補正予算をお願いしておりますけれども、これはあくまでも23年度末までを見込んだつもりで予算を計上致しましたけれども、また降雪もこれからどうなるか分からない状態でありまして、地域整備課の方と連携を取りながら、まず年度内までこれで対応したいと考えている訳です。ここ何日がまた豪雪が続いておりますので、もしかしたらこの3,900万円を今回補正しますけれども、それでも不足する場面が出てくるのかなとも思います。その時はまた様子を見ながらどうしても追加が必要な場合には、更に臨時議会などで除雪などの経費の追加をお願いしなければならない場面も来るかもしれないのでその時は一つ宜しくお願い致します。

また財源などにつきましても特別交付税で追加配分を期待しておりますけれども、全国的に降雪が続いていますし、どの位のお金が舟形町に配分になるか分かりませんが、その財源としましては地方交付税の特別交付税で対応して参りたいと考えております。

議長： 排雪日の調整についての答弁ありますか。

副町長： これまで色々ご答弁申し上げておりますけれども、やはりこの位の豪雪になりますと色々な問題なり、苦情が出るのは当然だと思います。やはりその辺はやはり今2番議員さんがおっしゃる通り、豪雪対策本部が出来たから何でも出来る、何でもして貰えるということではなくて、住民と町と地域が一体となったこの豪雪を乗り切るのが、私は本来の豪雪対策本部の本旨だろうと思います。その中でこれまでも色々矢野課長の方からも答弁ありました。やはりオペレーターの健康、睡眠、そういう問題もありますし、また天候もあります。やはり長期的にこの1週間金曜日位まで天気が良いとなれば排雪に向かうとか、そういう計画の基にやっている訳でありますので、早めに住民の皆さんに連絡するもの当然でありますけれども、やはりそれも天気を見ながら排雪計画を立てるという計画でいるものですから、まず何といたって道路の除雪が基本でありますので、その辺大変なトラブルなり、ご不満なり、ご苦労もあるかと思っておりますけれども、その辺はご勘弁頂きながら地域と町と家庭と三者でこの豪雪を乗り切らせて頂きたいと思っておりますので、その辺色々苦情についてはご相談して頂いて結構ですけれども、その辺もご理解をお願いしたいと思います。

2番： 今回質問したということについては、色々な苦情などが私どもにも来ております。そういった中で役場に伝えるべきものは伝えている訳ですが、どうもこの職員の対応と言いますか、思いやりが少ないのではないかと。もしかしたら行政では出来ないことかもしれません。でありますけれども、一旦はやはり苦情などについては話を聞くと言いますか、聞いて結果として、出来る、出来ないはやむを得ないと思っておりますけれども、その前の段階で門前払いと言いますか、今回そういうことがあったのです。要は、水道関係でありますけれども、漏水が発生しまして役場に電話をしたら、これは役場でお願ひするのではなくて、直接その漏水になった家で業者さんに電話をしろというような話だったんです。確かに結果としてはそういう回答しか出来ないのだと思いますが、もう少し言い方を丁寧に教えると言いますか、そういうところをもう少し配慮して欲しいと感じました。色々な苦情が来ているかと思っておりますが、一旦は話を受けて、そして誘導すると言いますか、その事を是非とも役場職員からやって頂きたいと思っております。これは要望ということで結構です。

7番： 朝早くから除雪をしている方は大変だなと思っております。しかし町民としては朝早く出かけるということも地域で結構あると思っております。朝何時から何時まで除雪を完了するというのはある訳ですね。そこを一つお願いします。

地域整備課長： 今のご質問でございますけれども、通常朝早く出る場合は朝3時に出発しまして、7時30分までに終了させたいと通常はなっております。ただ雪の量、それから交通状態と様々な状況により、若干の遅れが出てしまうということも多少あります。通常はそのような形で行っております。

今3時と言いましたけれども、雪の量が多い場合にはもっと早く2時に出勤する場合があります。

7番： 今年はずっと雪の降る量が多い訳ですから、7時30分になっても来ない所が結構あるはずですが、片方が来ていて、片方が来ていない。同じ町道でも。だから除雪の作業日報があると思っておりますが、何時から何時までであると思っております。報告が。路線も長い路線とか、時間の掛かる路線とか様々あると思っております。

やはり、そのところ余り時間が掛かるようであれば、掛からない方と組み合わせてやってみるとか出来ないかと思えますけれども。

地域整備課長： ルートでございますけれども、やはり最初から入る場所と最後に入る場所では時間のずれはあります。除雪のやり方としまして、ずっと片側をやって行きまして、帰りにもう片側をやって行くというような作業をしておりますけれども、やはり時間のズレで7時30分過ぎてしまうということがたまたまございます。それは作業や雪の状況、交通状況によって様々ございますけれども、やはり遅れてしまうことは多少あります。今後そのようなことが出来るだけ無いように、オペレーターの方に指導しながら除雪体制に入って行きたいと考えております。

7番： 分かりました。長尾工区ですけれども今町道の拡張工事をやっている訳で、冬期間やっているということはあそこも普通の除雪より少し時間が掛かっていると思えます。それで遅くなっているのではないかと私なりに考えております。冬期間の道路工事というりは、雪の無い時に発注して貰えればと思えます。分かりました。

それから排雪ですが、県と町で何回かやっている所がある訳ですけれども、一応家の所ばかりではなくて同じ地域でも県と町とある訳です。毎年問題になるのが、県の方が早く排雪して夕方まできれいにしておいてくれると。そうすると町の方は後でちょっと時間が遅れるけれども、残して行くと。同じ排雪でも、県と町ではまるっきり違うという話を聞いているのですが、県の方とも連絡を取り合って、来年から置かせてくれないなら置かせてくれない方は良いわという話も聞こえてくるので、そのようにされると一番困る。同じ町内会でそういう問題があると、では町にも協力しないとかありますから、まずそのようなことが無いように町の方で対応して欲しいと思えます。

地域整備課長： 雪捨て場などにつきましては、町民の方々には色々ご協力を頂いているところでありますけれども、やはり春先に排雪をするということで行っている訳ですが、やはり県と町では若干の違いが出てくるというご指摘でございますが、町としましても出来るだけ町民の方々に答えられるように排雪はしているつもりです。もし、それでご不満がございましたら、もう一度その方からご連絡を頂ければ、現場を見ながら対応に当たりたいと思えます。

5番： 特別にありがとうございます。最後にこういうとんでもない年、豪雪なんですね。今私のことですが、ネギの種まきを始めています。何故こんなことを言うかということ、お願いしたいのが春先に農道と路線開け、これ恐らく春に大きな影響を及ぼすと思えます。是非、町あげて山間部云々ではなくて、農道等の路線を早く開けるとか、それから今後、町で農業に関する対策、町長が色々農業に関することを言っている訳ですから。ということは、町民の方から「今年は大雪だ。春先困ったぞ。町で何か考えていますか。」とちらほら聞こえて来ています。町で何か考えがあったら教えて欲しい。これ1点お願いします。

地域整備課長： 農道の路線開けでございますけれども、農道につきましては通常春先に路線開けは行っておりません。ただ、舗装になっている町道、それらから農道がありますけれども、舗装になっている場所につきましては、路線開けを行っているところでございます。

5番： 農道全部、機械が入れないところまでやれと言っているのではなくて、やはりその地域、それから土地改良区と相談をして、町道でなくてもこの農道は必要なのだということでは早め、早めの対応をして頂きたいという考えなのです。今言ったのは、今、取り合えず目の前の豪雪のことで一杯だと思うのですが、これが尾を引いて行くと、我々農家の人達が、舟形町に随分いますけれども、大きな、大きな損失が出てくると思うのです。そんなことで今話をしたのですが。私、もう一つ言っているのは、何か特別な考えはありますか。融雪剤を振るとか、補助を出すとか。それを聞いたかったです。

産業振興課長： 融雪剤などの補助事業の関連だと思えますけれども、今、農協さんを通じまして「てんろ石灰」の在庫の確保と言うんですか、と言いますのは、今回の震災で確か岩手の方のプラントが被害にあって、てんろ石灰等が出せないというような情報がありましたので、まずその辺を農協さんを通じてきちんと昨年並み、大体70万円位でしたけれども、それを確保出来るかどうか今確認しているところであります。それからもう一つ、これから育苗ハウス、それから今言ったネギのハウス、ネギを中心とした園芸ハウス。それから樹園地、早急に対応しなければいけないということは重々承知しておりますので、これは町長初め、上司と相談しながらでございますけれども、出来るだけ農作業が早く出来るようにして行きたいということは考えております。なお、出来れば県の助成にも融雪などがあればそれも考えて頂きながら対応して行きたいと考えております。

5番： 今言ったように、「さあ注文した、震災で何も無いよ」これ色んなことで出ているんです。そういうことではなくて、やはり早め、早めの対応で、先程の農道云々、除雪云々、農道開け云々というのは、路線を開けることによって雪も自然に消えますし、今そういうふうな作業、例えば育苗の排雪をしてくれる訳だな。取ってくれる訳だね。そういうふうなことをするにしても、この路線を開けてくれるとどうしても農家の人達が田んぼに行けるんです。今言ったように、色んな作業が出来る訳です。とにかく、機械も入れない所もやれというのではなくて、是非土地改良区と相談し、この路線、この農道は是非開けてもらいたいという路線は、確実に開けて貰うというようなことで相談にのって欲しいと思います。以上です。

8番： 私から3点程お伺いしたいと思います。まず第1点目でありますけれども、今の5番加藤君と共通する点はありますけれども、今回の補正は町道を除雪する町の所有する建物の除雪、これが殆どであります。これから融雪に伴って農業施設の災害、また農業用水路の融雪災害が心配されます。その為の今からの予備の調査なり色々なことがあるかと思えます。その辺をまず1点お伺いします。

それから、昨年12月の補正議会で州崎地区に高齢者世帯を中心とした除雪機械を整備するという予算が通りまして、そして1月に入りましてからその機械が導入されました。その稼動状況と利用状況をお伺いします。それから、補助費70万円、維持費の補助費70万円がありますけれども、これは今まで1回10,000円の高齢者世帯、一人暮らしの高齢者世帯に対して、一人10,000円を4回の40,000円までを限度として予算化をされました。今回この豪雪を受けまして、その基準を見直すのはどうかその辺をお伺いします。

それからもう1点、町の除雪体制でございます。舟形町の今まで除雪は町職員から町議員からお金が掛かって大変だということで、業務委託という除雪体制を組んで数年になります。しかしながら最上市町村でも除雪を職員でやっている一つの町村があります。また、ある人の試算によりますと委託から町職員にした場合、それ相当の何千万円程度の経費が削減になるという持論をなさる人もおります。このようなことから、町としてこの豪雪を期に町のきめ細かな除雪体制をどのような体制で乗り切るのか。その考えをお聞きしたいと思います。

産業振興課長： 1番目の農業関連のご質問でありますけれども、私も担当課と致しまして、豪雪対策本部設立後1月12日、それから2月2日でありますけれども、町内のハウス、それから樹園地などの視察を行いました。私共の調査時点では、皆さん昨年のご事情もございまして、ハウスの横の所の除雪とか、樹園地、ラフランスの枝に積もった雪を降ろすとか、そういったことを農家の方積極的にやって頂いたということで、2回調査した時点では被害は確認出来ませんでした。ただ、これから心配されるのは、雪が固まることによって樹園地の枝折れ、それからハウスですけれども目視出来ないというか、雪でちょうど行けないというようなことで、除雪作業が出来ない場所、程度にもよりまして、そういう場所の被害がこれから出てくると予想されます。先程言いましたように、対策と致しましては農作業の遅延、遅れを出さないというようなことで、担当課としましては先程5番議員さんにもお話した通り、融雪剤を使ってより積極的にこれから少しずつ晴れ間も出てくると思いますので、早めの雪消しを行いながら、先程も言いましたように作業の遅れが無いような、そういう対策を講じて行く必要があるのかなと思っております。その為の融雪剤の確保ということは、先程申し上げた通りでございますので、その辺はきちんと農協さんを通じて確保出来るようなことで現時点では考えている所です。以上です。

健康福祉課長： 地域支え合い除雪のモデル事業の洲崎地区に対する除雪機の委託という話がありましたけれども、12月の補正で予算化して頂きまして実際納車になったのが1月20日ということでありまして、その後、町内会なりにオペレーターの話をお聞きすると、町内で、一般町道の路線の委託をしている訳で、それ以外では高齢者宅の方からは3件程申込があったと聞いております。ただその内、実際条件が整って、そのとらん丸が入れる世帯は1件しかなかったということで、タイヤの除雪機でありますので、軒下とか、路面が平らでないとい入れないというような条件がありまして、実際は正式な町道以外の除雪については1件のみだと。それから道路沿いの一部高齢者宅、90歳位の高齢者の家がありますが、その辺の玄関周り位はそれで除雪をしているということで、実際高齢者関係については2世帯というような実績になっております。それから、その他の活用としましては公民館、或いはゴミステーション、消防のポンプ小屋の前の排雪をやっていると聞いております。そのとらん丸については、議員の方も20日の安全祈願祭の時に一部ご覧になった方もいるんですけれども、後ろのタイヤが比較的小さいタイヤなものですから、それはロータリーで飛ばすのですが、一気に雪を飛ばせる場所であれば良いのですが、大きいロータリーの様に一旦前に飛ばして、それをまた飛ばすというような能力的には大変乏しいというような話をオペレーターから

聞いております。また後輪が小さい為路面が出ている状態で、常時除雪をしていれば入りやすい状態ですけれども、やはり圧雪になっているとスリップしてなかなか入れないというか、そういう状態のようでもあります。高齢者宅の除雪を考えますと、やはりハンドタイプの家庭用除雪機で軒下とかというふうな所に入れるものが欲しいという声もあるようでございます。料金的には、組織的には洲崎スノーバスターズということで組織をしております、オペレーターにつきましては現在10名の方が登録しております、除雪に困っている住民の方が、そのオペレーター組織の代表の方に電話をして、2日後位にしてもらおうというようなシステムをしております、概ね料金的には1回概ね1時間を500円ということで料金設定をしているようでございます。高齢者非課税世帯で、町の助成対象になる方については民生委員の方が窓口になってその辺を調整しているというような状況にあります。

後、除雪サービス補助費の70万円の件ですけれども、この件については12月補正でも追加をさせていただきましたけれども、新たに単価のアップと新たな重機の分を含めて制度の改正を行っている訳でして、その分の追加予算ということになります。今後のことにつきましては、今月の20日に定例の民生児童協議会がありますので、その中で、今年度の除雪の実績検討会の実施を予定しておりますので、その段階で今年度それらを見直した形で実質的に更に改善というか、内容を検討して次年度の方に持って行きたいと考えております。以上です。

地域整備課長： 除雪体制でございますけれども、直営から業者委託に変わりました数十年経っております。当時は、直営を行っていると言費がかさむということで、業者委託という形をとった訳なのですが、業者委託になってどうかといわれますと、今のところちょっと比較をしていなくてデータが無いので何とも言えませんけれども、ただ、町民の為のきめ細かな除雪体制につきましては、ずっとやっているつもりでございます。町民の要望に答えて除雪をするということは、今も変わりがございませんで、その点はご理解願いたいと思います。

8番： 1点目の農業施設への災害にありますけれども、今渡辺課長が言われました通りある程度まで施設を所有者が自助努力で災害を未然に防ぐということは大切だと思います。それ以外を町で災害を見ながら、そして、適正な除雪をするというのは当然であります。そのような関係上、これから融雪時期に入りますけれども、きめ細かな農業者、事業者を除雪の自助性とそして災害を未然に防ぐような広報活動に力を入れて頂きたいと思っております。

第2点の州崎地区の除雪体制でございますけれども、私はあの機械は確かにタイヤですので、機動性はあると。機動性はあるけれども、我々一般住宅の軒下なり、宅地なりに入った場合に機械本来の機動性を発揮することが出来ないという欠点があるかと思っております。このような観点から、県のことでありますので、県の規定も多々あるかと思っておりますけれども、もう少し現場にあった、そして使い勝手の良い除雪車の選定があっても然るべきと私なりに考えております。これからまだまだ2台、3台と、もしそういう除雪機械が入るとすれば、今回の反省を十二分に考えて検討して、そしてこれからも除雪機械の導入に向けて、より良い知恵を出し合って、そして利用度の高い、町民からも喜ばれる除雪、高齢者を中心とした除雪体制の確立にこれから進んで頂きたいと私なりに思っております。町民課の対応としてどのような対応を取るのかどうか、その辺をお伺いします。

また、第3点目の除雪体制でありますけれども、確かに委託をされている業者さん初め、またそこで働くオペレーターの方々は、毎日の豪雪の中で休む間もなく、除雪体制に携わっていることに対して厚く感謝を申し上げます。今、除雪業者には待機手当というものが出ております。これを町営の職員にすることによって、高齢者住宅の除雪をかみ合わせて、また降雪前の町施設、財産の雪囲いなど、また3月に入りますと雪も少なくなつて参ります。排雪もしなければなりません。けれども、それと町施設の雪囲いの撤去とかの作業をすることによって、町の除雪の直営のメリットが出てくるのではないかと私なりに計算をしているところであります。そのような観点上、委託から直営にした場合の試算などをこれから十二分に検討して安成な除雪体制の構築をする考えがあるのか、その辺をお伺いします。

産業振興課長： 1番目の農業関連でありますけれども、引き続きハウスなどの状況は確認して参りたいと思っております。それともう一つはきちんと除雪、排雪をして頂くことが大事ですので、今回もチラシを出して頂きましたけれども、広報とまた出来る限り、回った時にでも農業者の方と話をするというようなことで救護して行きたいと思っております。なお、昨年は県の助成事業を使ってハウスの倒壊の助成を行った経緯もありますけれども、基本的には自分の財産、自分の農業施設ということで、きちんと管理して頂きたい

というのが基本的な考え方ですので、その辺もご理解頂きたいと思っております。

健康福祉課長： 除雪機の選定につきましては今後3課、地域整備課、それからまちづくり課と連携してこの事業を進めている訳でありますので、今年度の反省を踏まえて今後検討して行きたいと思えます。

地域整備課長： 除雪体制でございますけれども、待機手当という考え方では無く、管理手当というような形になっております。それから高齢者の住宅の除雪につきましては、うちの方の除雪は町道の除雪でありますので、高齢者住宅の個人的な除雪というのは考えておりません。

それから直営と業者委託の試算でありますけれども、今後そういう他の市町村でどのような体制を取っているのか調査しながら、調べてみたいと思えます。

まちづくり課長： 先程の加藤議員さんのご質問の環境改善センターの創設施設でございますけれども、10年近く前、10年前後だと思えますがポンプが壊れまして、その時配管等の目詰まりもありまして、それをどうしようかという判断があったようです。その時に機械除雪に変更するという町の方針で、それ以降機械除雪に変わったという報告を受けました。

議長： これを以って質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これより議案第1号を採決致します。議案第1号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第1号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長： 日程第7 議案第2号 平成22年度繰越地方道更新防災等対策事業町道一の関若あゆ大平線法面防災対策工事(第1工区)請負契約の一部変更を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長： 議案第2号 平成22年度繰越地方道更新防災等対策事業町道一の関若あゆ大平線法面防災対策工事(第1工区)請負契約の一部を次のように変更する。平成24年2月13日提出。舟形町長 奥山知雄。最初に提案理由ですけれども、議案第2号 平成22年度繰越地方道更新防災等対策事業町道一の関若あゆ大平線法面防災対策工事(第1工区)を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるので提案するものである。内容でございます。議決年月日及び番号 平成23年9月29日議案第46号。内容 事項名 契約金額。変更前が7,224万円 うち消費税が344万円。変更後 7,202万3,700円 うち消費税342万9,700円。契約の相手方 山形県新庄市大字鳥越1821番地 丸充建設株式会社 代表取締役 佐藤雅紀。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。

7番： これは減額21万6,300円程になった訳なのですが、工事はこれで全部終わる訳ですか。それとも、提案理由ですけれども、設計の一部を変更して実施する必要があるので提案するとなっていますので、まだ設計をしてまた工事に掛かる予算化になるのですか。

地域整備課長： 設計の一部でありますけれども、これは法枠工の面積が変わったということで設計の一部が変更になるということです。法枠の面積950㎡が907㎡に変更になったということで、その減額になります。これから設計を組んで発注するというではありません。今回で全部完了ということです。

議長： 他にありませんか。

これを以って議案第2号の質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第2号を採決致します。議案第2号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第2号は原案の通り可決されました。

ここで、文書の配布があります。暫時その場で休憩をします。(11:32)

議長： 会議を再開します。(11:41)

お諮りします。只今、発議による議案が1件提案されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(無しの声)

追加日程第1

議長： 追加日程第1 発議第1号 飲酒運転撲滅に関する決議について議題と致します。提案者の朗読、説明を願います。

8番： 発議第1号。平成24年2月13日。舟形町議会議長 信夫正雄様。提出者 舟形町議会議員 叶内富夫、賛成者 舟形町議会議員 加藤憲彦、賛成者 同上 野尻益夫、賛成者 同上 大場清之。飲酒運転撲滅に関する決議。上記の議案を別紙の通り、会議規則第13条の規定により提出します。飲酒運転撲滅に関する議決（案）。公選による住民の代表であることを深く自覚し、町民に信頼される議会として、率先して飲酒運転の撲滅に努めることを決議する。平成24年2月13日 舟形町議会。提案理由 昨年来、県内複数町村で議会議員の飲酒運転が報道され、議会に対する信頼を失墜させるに至ったことは誠に遺憾である。住民の信託をうけて地方自治を担うものとして、法令遵守は議会議員としての基本であり、平成11年に町交通安全条例を決議した舟形町議会の議員であることを再認識し、議会が一丸となって、飲酒運転の撲滅を提案するものである。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

これを以って質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これより発議第1号飲酒運転撲滅に関する決議について採決致します。発議第1号に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第1号は原案の通り可決致しました。

日程第8

議長： 日程第8 議員の派遣を議題とします。事務局朗読。

事務局： 議員派遣の件 平成24年2月13日 次の通り議員を派遣する。1、舟形町町長選挙当選証書付与式（1）目的 式典出席の為（2）派遣場所 舟形町保健センター（3）期間 平成24年2月13日（4）派遣議員 八鍬太議員。2、県町村議会議長会第63回定期総会（1）目的 会議出席の為（2）派遣場所 山形市県自治会館（3）期間 平成24年2月15日（4）派遣議員 八鍬太議員。3、最上地方庁損議会正副議長合同会議（1）目的 会議出席の為（2）派遣場所 大蔵村肘折温泉（3）期間 平成24年2月17日～2月18日（4）派遣議員 八鍬太議員。4、平成23年度舟形町教育功労者表彰式（1）目的 表彰式出席の為（2）派遣場所 舟形町中央公民館（3）期間 平成24年2月20日（4）派遣議員 大場清之議員、八鍬太議員。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

これを以って質疑を終結致します。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これより議員派遣の件について採決します。只今朗読した通りに議員を派遣することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。議員派遣については原案の通り可決致しました。

以上を持ちまして本日の日程は全部終了しました。平成24年第1回舟形町議会臨時会を閉会致します。慎重審議ご苦労さまでした。(11:43)